

新潟市道路の構造の技術的基準等に関する条例をここに公布する。

平成24年12月21日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第96号

新潟市道路の構造の技術的基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項及び第45条第3項の規定に基づき、市が管理する県道及び市道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分という。
- (2) 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分という。
- (3) 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分という。
- (4) 車道 専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分（自転車道を除く。）という。
- (5) 車線 1縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分（副道を除く。）という。
- (6) 付加追越車線 専ら自動車の追越しの用に供するために、車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）に付加して設けられる車線をいう。
- (7) 登坂車線 上り勾配の道路において速度の著しく低下する車両を他の車両から

分離して通行させることを目的とする車線をいう。

(8) 屈折車線 自動車を右折させ、又は左折させることを目的とする車線をいう。

(9) 変速車線 自動車を加速させ、又は減速させることを目的とする車線をいう。

(1 0) 中央帯 車線を往復の方向別に分離し、及び側方余裕を確保するために設けられる帯状の道路の部分进行。

(1 1) 副道 盛土、切土等の構造上の理由により車両の沿道への出入りが妨げられる区間がある場合に当該出入りを確保するため、当該区間に並行して設けられる帯状の車道の部分进行。

(1 2) 路肩 道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分进行。

(1 3) 側帯 車両の運転者の視線を誘導し、及び側方余裕を確保する機能を分担させるために、車道に接続して設けられる帯状の中央帯又は路肩の部分进行。

(1 4) 停車帯 主として車両の停車の用に供するために設けられる帯状の車道の部分进行。

(1 5) 自転車通行帯 専ら自転車の通行の用に供するために設けられる車道又は路肩の部分进行。

(1 6) 軌道敷 専ら路面電車（道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 2 条第 1 項第 1 3 号に規定する路面電車をいう。以下同じ。）の通行の用に供することを目的とする道路の部分进行。

(1 7) 交通島 車両の安全かつ円滑な通行を確保し、又は横断する歩行者若しくは乗合自動車若しくは路面電車に乗降する者の安全を図るために、交差点、車道の分岐点、乗合自動車の停留所、路面電車の停留場等に設けられる島状の施設进行。

(1 8) 植樹帯 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分进行。

(19) 路上施設 道路の附属物（共同溝及び電線共同溝を除く。）で歩道，自転車道，自転車歩行者道，中央帯，路肩，自転車専用道路，自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路に設けられるものをいう。

(20) 都市部 市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの多い地域をいう。

(21) 地方部 都市部以外の地域をいう。

(22) 計画交通量 道路の設計の基礎とするために，当該道路の存する地域の発展の動向，将来の自動車交通の状況等を勘案して規則で定める自動車の日交通量をいう。

(23) 設計速度 道路の設計の基礎とする自動車の速度をいう。

(24) 視距 車線（車線を有しない道路にあつては，車道。以下この号において同じ。）の中心線上1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ10センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。

（基本方針）

第3条 道路の構造は，新潟市公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例（平成24年新潟市条例第51号）第3条に規定する基本理念にのっとり，次に掲げる事項を勘案した構造とするものとする。

(1) 交通量及び沿道の土地利用の状況を踏まえ，歩行者及び自転車の安全かつ快適な利用が図られること。

(2) 積雪地域である地域の特性を踏まえ，冬期間における安心かつ円滑な交通が確保されること。

（道路の区分）

第4条 道路は，次の表に定めるところにより，第1種から第4種までに区分するものとする。

道路の存する地域 自動車専用道路 又はその他の道路の別	地方部	都市部
	第 1 種	第 2 種
自動車専用道路	第 1 種	第 2 種
その他の道路	第 3 種	第 4 種

- 2 第 1 種の道路は、第 1 号の表に定めるところにより第 2 級から第 4 級までに、第 2 種の道路は、第 2 号の表に定めるところにより第 1 級又は第 2 級に、第 3 種の道路は、第 3 号の表に定めるところにより第 2 級から第 5 級までに、第 4 種の道路は、第 4 号の表に定めるところにより第 1 級から第 4 級までにそれぞれ区分するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、該当する級が第 1 種第 4 級、第 2 種第 2 級、第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級である場合を除き、該当する級の 1 級下の級に区分することができる。

(1) 第 1 種の道路

計画交通量（1 日につき台） 道路の存する 地域の地形	20,000 以上	20,000 未満
	第 2 級	第 3 級
平地部	第 2 級	第 3 級
山地部	第 3 級	第 4 級

(2) 第 2 種の道路

道路の存する地区	
都心部以外の地区	都心部
第 1 級	第 2 級

(3) 第 3 種の道路

計画交通量（１日につき台）		4, 0 0 0 以上	1, 5 0 0 以上 4, 0 0 0 未満	5 0 0 以上 1, 5 0 0 未満	5 0 0 未満
道路の種類及び道路の存する地域の地形	県道	平地部	第２級		
		山地部	第３級		
	市道	平地部	第２級	第３級	第４級
		山地部	第３級	第４級	

（４） 第４種の道路

計画交通量（１日につき台）		1 0, 0 0 0 以上	4, 0 0 0 以上 1 0, 0 0 0 未満	5 0 0 以上 4, 0 0 0 未満	5 0 0 未満
道路の種類	県道		第１級	第２級	第３級
	市道		第１級	第２級	第３級
			第１級	第２級	第４級

- 3 前２項の規定による区分は、当該道路の交通の状況を考慮して行うものとする。
- 4 第１種、第２種、第３種第２級から第４級まで又は第４種第１級から第３級までの道路（第３種第２級から第４級まで又は第４種第１級から第３級までの道路にあつては、高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）は、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、当該道路の近くに小型自動車等（小型自動車その他これに類する小型の自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車が迂回することができる道路があるときは、小型自動車等（第３種第２級から第４級まで又は第４種第１級から第３級までの道路にあつては、小型自動車

等及び歩行者又は自転車）のみの通行の用に供する道路とすることができる。

5 第1種、第2種、第3種第2級から第4級まで又は第4種第1級から第3級までの道路について、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、小型自動車等のみの通行の用に供する車線を他の車線と分離して設けることができる。この場合において、第3種第2級から第4級まで又は第4種第1級から第3級までの道路について小型自動車等のみの通行の用に供する車線を設けようとするときは、当該車線に係る道路の部分を高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造とするものとする。

6 道路は、小型道路（第4項に規定する小型自動車等（第3種第2級から第4級まで又は第4種第1級から第3級までの道路にあっては、小型自動車等及び歩行者又は自転車）のみの通行の用に供する道路及び前項に規定する小型自動車等のみの通行の用に供する車線に係る道路の部分をいう。以下同じ。）と普通道路（小型道路以外の道路及び道路の部分をいう。以下同じ。）とに区分するものとする。

（車線等）

第5条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあっては、地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

区分		地形	設計基準交通量（1日につき台）
第1種	第2級	平地部	14,000
	第3級	平地部	14,000

	第4級	山地部	10,000
		平地部	13,000
		山地部	9,000
第3種	第2級	平地部	9,000
		山地部	6,000
	第3級	平地部	8,000
		山地部	6,000
	第4級	平地部	8,000
		山地部	6,000
第4種	第1級		12,000
	第2級		10,000
	第3級		9,000
備考 交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。			

- 3 前項に規定する道路以外の道路（第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の数^{（1）}は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線^{（2）}の数は2以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあっては、地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区分		地形	1車線当たりの設計基準交通量（1日につき台）
第1種	第2級	平地部	12,000
		山地部	9,000
	第3級	平地部	11,000
		山地部	8,000

	第 4 級	平地部	1 1 , 0 0 0
		山地部	8 , 0 0 0
第 2 種	第 1 級		1 8 , 0 0 0
	第 2 級		1 7 , 0 0 0
第 3 種	第 2 級	平地部	9 , 0 0 0
		山地部	7 , 0 0 0
	第 3 級	平地部	8 , 0 0 0
		山地部	6 , 0 0 0
	第 4 級	山地部	5 , 0 0 0
第 4 種	第 1 級		1 2 , 0 0 0
	第 2 級		1 0 , 0 0 0
	第 3 級		1 0 , 0 0 0
備考 交差点の多い第 4 種の道路については、この表の 1 車線当たりの設計基準交通量に 0 . 6 を乗じた値を 1 車線当たりの設計基準交通量とする。			

4 車線（登坂車線，屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は，道路の区分に応じ，次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし，第 1 種第 2 級，第 3 種第 2 級又は第 4 種第 1 級の普通道路にあっては，交通の状況により必要がある場合においては，同欄に掲げる値に 0 . 2 5 メートルを加えた値，第 1 種第 2 級若しくは第 3 級の小型道路又は第 2 種第 1 級の道路にあっては，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，同欄に掲げる値から 0 . 2 5 メートルを減じた値とすることができる。

区分			車線の幅員（メートル）
第 1 種	第 2 級		3 . 5
	第 3 級	普通道路	3 . 5

	第 4 級	小型道路	3 . 2 5
		普通道路	3 . 2 5
		小型道路	3
第 2 種	第 1 級	普通道路	3 . 5
		小型道路	3 . 2 5
	第 2 級	普通道路	3 . 2 5
		小型道路	3
第 3 種	第 2 級	普通道路	3 . 2 5
		小型道路	2 . 7 5
	第 3 級	普通道路	3
		小型道路	2 . 7 5
	第 4 級		2 . 7 5
第 4 種	第 1 級	普通道路	3 . 2 5
		小型道路	2 . 7 5
	第 2 級及び第 3 級	普通道路	3
		小型道路	2 . 7 5

5 第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の普通道路の車道の幅員は、4 メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第 37 条の規定により車道に狭窄部^{きやく}を設ける場合においては、3 メートルとすることができる。

（車線の分離等）

第 6 条 第 1 種又は第 2 種の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数^{かず}が 4 以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同

様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この条において同じ。）が3以下である第1種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯の幅員（メートル）	
第1種	第2級	4. 5	2
	第3級	3	1. 5
	第4級		
第2種	第1級	2. 2 5	1. 5
	第2級	1. 7 5	1. 2 5
第3種	第2級	1. 7 5	1
	第3級		
	第4級		
第4種	第1級	1	
	第2級		
	第3級		

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の

左欄に掲げる値とするものとする。ただし、第4項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯に設ける側帯の幅員（メートル）	
第 1 種	第 2 級	0 . 7 5	0 . 2 5
	第 3 級	0 . 5	
	第 4 級		
第 2 種		0 . 5	0 . 2 5
第 3 種	第 2 級	0 . 2 5	
	第 3 級		
	第 4 級		
第 4 種	第 1 級	0 . 2 5	
	第 2 級		
	第 3 級		

7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「令」という。）第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数が1である第1種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

（副道）

第7条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第8条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯若しくは停車帯を設ける場合又は車道に自転車通行帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分			車道の左側に設ける路肩の幅員（メートル）	
第 1 種	第 2 級	普通道路	2 . 5	1 . 7 5
		小型道路	1 . 2 5	
	第 3 級及び 第 4 級	普通道路	1 . 7 5	1 . 2 5
		小型道路	1	
第 2 種		普通道路	1 . 2 5	
		小型道路	1	
第 3 種	第 2 級から	普通道路	0 . 7 5	0 . 5
	第 4 級まで 第 5 級	小型道路	0 . 5	
				0 . 5
第 4 種			0 . 5	

3 前項の規定にかかわらず、第3種及び第4種の道路においては、歩行者及び自転車の通行を考慮して路肩幅を決定するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第1種の道路であって同方向の車線の数が1であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ100メートル以上のトンネル、長

さ 5 0 メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		車道の左側に設ける路肩の幅員（メートル）	
第 2 級及び第 3 級	普通道路	2 . 5	1 . 7 5
	小型道路	1 . 2 5	
第 4 級	普通道路	2 . 5	2
	小型道路	1 . 2 5	

5 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区分			車道の右側に設ける路肩の幅員（メートル）
第 1 種	第 2 級	普通道路	1 . 2 5
		小型道路	0 . 7 5
	第 3 級及 び第 4 級	普通道路	0 . 7 5
		小型道路	0 . 5
第 2 種		普通道路	0 . 7 5
		小型道路	0 . 5
第 3 種			0 . 5
第 4 種			0 . 5

6 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第 4 項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第 1 種第 2 級の道路にあつては 1 メートルまで、第 1 種第 3 級又は第 4 級の道路にあつては 0 . 7 5 メートルまで、第 3 種（第 5 級を除く。）の普通道路にあつては 0 . 5 メートルまで縮小することができる。

7 副道に接続する路肩については、第2項の表第3種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは「0.5」とし、第2項ただし書の規定は適用しない。

8 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

9 第1種又は第2種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。

10 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあつては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値と、小型道路にあつては0.25メートルとする。
ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		路肩に設ける側帯の幅員（メートル）	
第1種	第2級	0.75	0.5
	第3級	0.5	0.25
	第4級		
第2種	第1級	0.5	
	第2級		

11 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

12 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第5項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

（停車帯）

第9条 第4種（第4級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑

な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

- 2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

（自転車通行帯）

第10条 自転車の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、車道又は路肩に自転車通行帯を設けるものとする。

- 2 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、安全が確保され、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、縮小することができる。

（軌道敷）

第11条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員（メートル）
単線	3
複線	6

（自転車道）

第12条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを

得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第12条に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（自転車歩行者道）

第13条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩道）

第14条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路

を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第15条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)

第16条 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。

(植樹帯)

第 17 条 第 4 種第 1 級及び第 2 級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第 18 条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度（1時間につきキロメートル）	
第 1 種	第 2 級	100	80
	第 3 級	80	60
	第 4 級	60	50
第 2 種	第 1 級	80	60
	第 2 級	60	50又は40

第 3 種	第 2 級	6 0	5 0 又は 4 0
	第 3 級	6 0, 5 0 又は 4 0	3 0
	第 4 級	5 0, 4 0 又は 3 0	2 0
	第 5 級	4 0, 3 0 又は 2 0	
第 4 種	第 1 級	6 0	5 0 又は 4 0
	第 2 級	6 0, 5 0 又は 4 0	3 0
	第 3 級	5 0, 4 0 又は 3 0	2 0
	第 4 級	4 0, 3 0 又は 2 0	

2 副道の設計速度は、1 時間につき、4 0 キロメートル、3 0 キロメートル又は 2 0 キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第 1 9 条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第 3 7 条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第 2 0 条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度（1 時間につきキロメートル）	曲線半径（メートル）	
1 0 0	4 6 0	3 8 0
8 0	2 8 0	2 3 0
6 0	1 5 0	1 2 0

5 0	1 0 0	8 0
4 0	6 0	5 0
3 0	3 0	
2 0	1 5	

（曲線部の片勾配）

第 2 1 条 車道，中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には，曲線半径が極めて大きい場合を除き，当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ，かつ，当該道路の設計速度，曲線半径，地形の状況等を勘案し，次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第 3 種の道路で自転車道等を設けないものにあつては，6 パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし，第 4 種の道路にあつては，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，片勾配を付さないことができる。

区分	道路の存する地域		最大片勾配（パーセント）
第 1 種，	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が甚だしい地域	6
第 2 種及		その他の地域	8
び第 3 種	その他の地域		1 0
第 4 種			6

（曲線部の車線等の拡幅）

第 2 2 条 車道の曲線部においては，設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ，車線（車線を有しない道路にあつては，車道）を適切に拡幅するものとする。ただし，第 2 種及び第 4 種の道路にあつては，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

（緩和区間）

第 2 3 条 車道の屈曲部には，緩和区間を設けるものとする。ただし，第 4 種の道路の車

道の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度（１時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（メートル）
1 0 0	8 5
8 0	7 0
6 0	5 0
5 0	4 0
4 0	3 5
3 0	2 5
2 0	2 0

（視距等）

第 2 4 条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（１時間につきキロメートル）	視距（メートル）
1 0 0	1 6 0
8 0	1 1 0
6 0	7 5
5 0	5 5
4 0	4 0

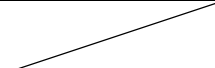
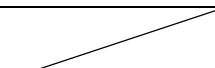
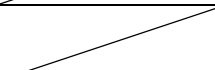
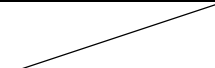
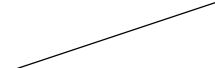
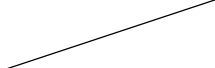
3 0	3 0
2 0	2 0

2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては，必要に応じ，自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

（縦断勾配）

第25条 車道の縦断勾配は，道路の区分及び道路の設計速度に応じ，次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区分		設計速度（1時間につき キロメートル）	縦断勾配（パーセント）	
第1種， 第2種及 び第3種	普通道路	1 0 0	3	6
		8 0	4	7
		6 0	5	8
		5 0	6	9
		4 0	7	1 0
		3 0	8	1 1
		2 0	9	1 2
	小型道路	1 0 0	4	6
		8 0	7	
		6 0	8	
		5 0	9	
		4 0	1 0	
		3 0	1 1	

		2 0	1 2	
第 4 種	普通道路	6 0	5	7
		5 0	6	8
		4 0	7	9
		3 0	8	1 0
		2 0	9	1 1
	小型道路	6 0	8	
		5 0	9	
		4 0	1 0	
		3 0	1 1	
		2 0	1 2	

(登坂車線)

第 2 6 条 普通道路の縦断勾配が 5 パーセント（設計速度が 1 時間につき 1 0 0 キロメートル以上である普通道路にあっては， 3 パーセント）を超える車道には，必要に応じ，登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は， 3 メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第 2 7 条 車道の縦断勾配が変移する箇所には，縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は，当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ，次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし，設計速度が 1 時間につき 6 0 キロメートルである第 4 種第 1 級の道路にあっては，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，凸形縦断曲線の半径を 1， 0 0 0 メートルまで縮小することができる。

設計速度（1 時間につき キロメートル）	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径（メートル）
-------------------------	----------	---------------

1 0 0	凸形曲線	6 , 5 0 0
	凹形曲線	3 , 0 0 0
8 0	凸形曲線	3 , 0 0 0
	凹形曲線	2 , 0 0 0
6 0	凸形曲線	1 , 4 0 0
	凹形曲線	1 , 0 0 0
5 0	凸形曲線	8 0 0
	凹形曲線	7 0 0
4 0	凸形曲線	4 5 0
	凹形曲線	4 5 0
3 0	凸形曲線	2 5 0
	凹形曲線	2 5 0
2 0	凸形曲線	1 0 0
	凹形曲線	1 0 0

- 3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（１時間につきキロメートル）	縦断曲線の長さ（メートル）
1 0 0	8 5
8 0	7 0
6 0	5 0
5 0	4 0
4 0	3 5
3 0	2 5
2 0	2 0

(舗装)

第28条 車道，中央帯（分離帯を除く。），車道に接続する路肩，自転車道等及び歩道は，舗装するものとする。ただし，交通量が極めて少ない場合その他の特別の理由がある場合においては，この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は，その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし，計画交通量，自動車の重量，路床の状態，気象状況等を勘案して，自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし，自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては，この限りでない。

3 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は，当該道路の存する地域，沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては，雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ，かつ，道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし，道路の構造，気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

(横断勾配)

第29条 車道，中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には，片勾配を付する場合を除き，路面の種類に応じ，次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配（パーセント）
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1．5以上2以下
その他	3以上5以下

2 歩道又は自転車道等には，2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあつては，気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては，横断勾配を付さず，又は縮小することができる。

(合成勾配)

第 30 条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が 1 時間につき 30 キロメートル又は 20 キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5 パーセント以下とすることができる。

設計速度（1 時間につきキロメートル）	合成勾配（パーセント）
100	10
80	10.5
60	
50	11.5
40	
30	
20	

2 積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路にあっては、合成勾配は、8 パーセント以下とするものとする。

（排水施設）

第 31 条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠^{きよ}、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

（平面交差又は接続）

第 32 条 道路は、駅前広場その他の特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で 5 以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速

車線を除く。)の幅員は、第4種第1級の普通道路にあつては3メートルまで、第4種第2級又は第3級の普通道路にあつては2.75メートルまで、第4種の小型道路にあつては2.5メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては3メートル、小型道路にあつては2.5メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第33条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路(以下「連結路」という。)を設けるものとする。

4 連結路については、令第12条並びに第5条から第8条まで、第18条、第20条、第21条、第23条から第25条まで、第27条及び第30条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第34条 道路が鉄道又は軌道法(大正10年法律第76号)による新設軌道(以下「鉄道等」という。)と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は、次に掲げる構造とするものとする。

(1) 交差角は、45度以上とすること。

(2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線と

し、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

(3) 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (1時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ（メートル）
50未満	110
50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

(待避所)

第35条 第3種第5級の道路には、次に掲げるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第36条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(凸部、狭^{きく}窄部等)

第37条 主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路又は第4種第4級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭^{きく}窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第38条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第39条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第40条 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第41条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

（橋、高架の道路等）

第42条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 令第35条第2項及び第3項並びに前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項（法第30条1項第12号に掲げる事項に係る部分を除く。）は、規則で定める。

（附帯工事等の特例）

第43条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、令第4条、令第12条及び令第35条第2項から第4項まで（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに第5条から前条までの規定（第8条、第18条、第19条、第29条、第31条、第36条及び第40条を除く。）による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（区分が変更される道路の特例）

第44条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該県道を当該市道とすることにより第4条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、令第4条及び令第12条並びに第4条第4項及び第5項、第5条、第6条第1項、第4項及び第6項、第8条第2項から第7項まで、第10項及び第12項、第9条第1項、第13条第3項、第14条第1項、第2項及び第4項、第17条第

1 項, 第 18 条第 1 項, 第 21 条, 第 22 条, 第 23 条第 1 項, 第 25 条, 第 27 条第 2 項, 第 28 条第 3 項, 第 32 条第 3 項, 第 35 条並びに第 37 条の規定の適用については, 当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第 45 条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合

(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において, これに隣接する他の区間の道路の構造が, 第 5 条, 第 6 条第 4 項から第 6 項まで, 第 7 条, 第 9 条から第 11 条まで, 第 12 条第 3 項, 第 13 条第 2 項及び第 3 項, 第 14 条第 3 項及び第 4 項, 第 17 条第 2 項及び第 3 項, 第 20 条から第 27 条まで, 第 28 条第 3 項並びに第 30 条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは, これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において, 当該道路の状況等からみて第 5 条, 第 6 条第 4 項から第 6 項まで, 第 7 条, 第 8 条第 2 項, 第 9 条から第 11 条まで, 第 12 条第 3 項, 第 13 条第 2 項及び第 3 項, 第 14 条第 3 項及び第 4 項, 第 17 条第 2 項及び第 3 項, 第 24 条第 1 項, 第 26 条第 2 項, 第 28 条第 3 項, 次条第 1 項及び第 2 項並びに第 47 条第 1 項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは, これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第 46 条 自転車専用道路の幅員は 3 メートル以上とし, 自転車歩行者専用道路の幅員は

4 メートル以上とするものとする。ただし, 自転車専用道路にあつては, 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては, 2.5 メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には, その各側に, 当該道路の部分として, 幅員 0.5 メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第39条第4項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、令第4条、令第12条及び令第35条第2項から第4項まで（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに第4条から第44条まで及び前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあつては、第15条を除く。）は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第47条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第40条第3項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、令第4条、令第12条及び令第35条第2項から第4項まで（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに第4条から第14条まで、第16条から第44条まで及び第45条第1項の規定は、適用しない。

（道路標識の寸法）

第48条 法第45条第3項に規定する都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、規則で定める。

2 前項の規定にかかわらず、道路の形状、交通の状況等により必要がある場合は、交通の安全及び円滑に支障の無い範囲内で、当該寸法を拡大し、又は縮小することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路であって、第 5 条から第 4 7 条までの規定に適合しない部分があるものの当該適合しない部分に係る道路の構造の技術的基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。